



2022年2月14日

各位

会社名 株式会社グッドライフカンパニー
代表者名 代表取締役社長 高村 隼人
(コード番号：2970 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長兼
財務管理部長 山田 浩司
(TEL. 092-471-4123)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第14回定時株主総会で定款一部変更が承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役を過半数とする監査等委員会を新たに設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、取締役の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2022年3月29日開催予定の第14回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更並びに会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供の規定の追加を行うものであります。

なお、変更の内容は別紙のとおりであります。

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日	同上

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (新 設)</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>4</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会にて選任するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤監査等委員)</u>
(新 設)	<u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定できる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	<u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
(新 設)	<u>第31条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新 設)	<u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬)</u>
(新 設)	<u>第35条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(附則)</u>
(新 設)	<u>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="810 136 1422 248"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 257 1422 369"><u>3. 本附則は、施行日から6月を経過した日または前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>